

特別養護老人ホームの 改築整備に関する手引き

令和6年度 募集

秋 田 市

介 護 保 険 課
監 査 指 導 室

[令和6年9月9日]

～ 目 次 ～

本手引きの趣旨について	1
第1 特別養護老人ホームの整備に当たっての基本事項について	2
第2 特別養護老人ホーム（広域型）改築整備の公募について	
1 公募の概要	4
2 募集区域	4
3 応募要件	4
4 応募手続き	4
5 整備法人（事業者）の選定	6
6 整備法人（事業者）選定から改築整備までの流れ	9
第3 特別養護老人ホームの人員・設備基準について	11
第4 施設整備費の助成制度について	
1 秋田市の施設整備費補助制度	12
2 施設整備費補助基準	12
第5 資金計画について	
1 資金計画の概要	13
2 整備等に必要な資金	13
3 自己資金	13
4 寄附金	13
5 独立行政法人福祉医療機構の融資（福祉貸付）	14
第6 様式・提出書類について	15

本手引きの趣旨について



本市における社会福祉施設の整備にあたっては、福祉保健部門の基本計画である「第4次秋田市地域福祉計画」における実施計画の一つである「第11次秋田市高齢者プラン」に基づき進めることとしております。

この手引きは、特別養護老人ホームの改築整備を進めるにあたって、最良のサービスを確保するために必要となる、適切な事業者の選定を行うことを目的として、必要な事項について示すものです。

※ 以下、この手引きに記載されている内容については、手引き作成現在のものです。各種法令・通知や制度等の内容、その他について改正等により変更になる場合があります。

第1 特別養護老人ホームの整備に当たっての基本事項について

- (1) 事業者である社会福祉法人は、社会福祉に対する熱意と理解を有していることが必要であるとともに、社会福祉法人の役員構成、資金計画（借入金の償還能力等）等が適正であり、改築整備はもとより、健全で安定した法人運営が可能であることが求められます。
- (2) 計画する施設については、建築基準法はもとより、本市の設備運営基準条例、その他関係法令・通知等に沿った内容であることが必要です。
- (3) 建設用地の形状や用途地域による建ぺい率・容積率等の影響によって、生活空間であるユニットの形状等が使い勝手の悪くなるような設計にならないよう、特別養護老人ホームが長期間にわたり介護を受けながら生活する場であることを念頭において、適切な面積や形状の土地を確保してください。
- (4) 建設用地は、原則として社会福祉法人の自己所有とすることが望まれます。
抵当権などの所有権を制限する権利が設定されておらず、かつ、原則として市街化区域内で農地法、農業振興地域の整備に関する法律、文化財保護法、都市計画法等に抵触せず、開発行為が可能であることが前提になります。
自己所有地又は借地に関わらず、土地登記事項証明書や寄附確約書、売買契約確約書、賃貸借契約確約書等の客観的資料により、建設予定地の確保が確実であることが必要です。（応募の段階では事業計画の採択が確定していないため、売買契約等の手続きを済ませておく必要はありません。）
なお、借地の場合は、地上権又は賃借権の設定登記がなされることが確実であることが必要です。また、社会福祉法人の理事長又は法人から報酬を受けている役員等から当該社会福祉法人が有償で土地を借入れすることは認められません。
- (5) 交通の利便性や住宅地との距離等から、施設利用者に対するサービス提供にとどまらず、地域に開かれたサービスの拠点としても適切な立地条件であることが望まれます。
- (6) 建設計画について、建設予定地の隣接地権者、町内会等地域住民に対する改築整備説明などの必要な対応を必ず行い、同意書などにより建設が円滑に進められることが見込まれる必要があります。
- (7) 改築整備費について、本市からの補助金および独立行政法人福祉医療機構等からの借入金等による充当が見込まれますが、事業者負担となる改築整備費や運転資金等の財源について、確保されていることが必要です。
- (8) 本市からの補助金を受けて行う施設建設については、公共工事に準じた扱いにより、適正に事業を執行しなければなりません。社会福祉施設の整備を進めるに

当たり、平成29年3月29日付け雇児総発0329第1号「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長等による連名通知）および平成13年7月23日付け雇児発第488号「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長等による連名通知）をご確認ください。

- (9) 本市では、「公共事業のトータルコスト縮減指針」を策定し、公共工事のコスト縮減を推進しているところですが、その対象には、市が発注する工事のほか補助金の伴う改築整備についても含まれています。改築整備計画の適正化のため「秋田市公共工事コスト縮減要綱」に基づき、工事の設計にとりかかる段階（実施設計作成段階）において、本市（工事検査室）による建物規模・工事単価等の指導・助言を行うこととなります。手続きについては、選定後に別途お知らせします。

第2 特別養護老人ホーム（広域型）改築整備の公募について

1 公募の概要

(1) 整備年度

令和7年度～令和8年度（2か年事業）

令和7年度（着工、出来高20%）、令和8年度（竣工、完成）

(2) 募集数量

1施設

(3) 施設形態

「ユニット型（全室個室）」又は「従来型」による整備とします。

2 募集区域

募集対象区域は市内全域です。ただし、2ページに記載した「特別養護老人ホームの整備に当たっての基本事項について」を踏まえたものとしてください。

3 応募要件

(1) 老朽度等

「老朽民間社会福祉施設の整備について（平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知）」（別添）の「3 対象事業」に該当すること。

(2) 事業開始時期

原則として、令和8年12月末迄に工事を完了することとします。

4 応募手続き

(1) 質問事項の受付

応募申込みや改築整備計画の策定に関する質問事項は、「改築整備計画に係る質問書」（様式13）でのみ受け付けします。

なお、提出された質問に対する回答は、できるだけ速やかに提出した法人に対しお知らせします。また、回答したすべての内容は、とりまとめのうえ本市ホームページ上に公開する予定です。

ア 受付期限 令和6年9月18日（水）正午まで【厳守】

イ 提出方法 持参、Eメール、FAX（郵送不可）

ウ 提出先 秋田市福祉保健部介護保険課 施設管理担当（本庁舎 2 F）
E-mail kaigo-jigyosho@city.akita.lg.jp
FAX 018-888-5673

(2) 応募申込書の提出

改築に応募する法人は、応募の意思表示として「応募申込書」（様式 12）に「老朽民間社会福祉施設の整備について（平成 17 年 10 月 5 日社援発第 1005005 号厚生労働省社会・援護局長通知）」別紙 2 を添付し提出してください。提出期間前後の提出は、受け付けられません。

ア 提出期間 令和 6 年 9 月 26 日（木）～ 30 日（月）
（8：30～17：15）【厳守】
イ 提出部数 正本 1 部、副本 1 部（正本の写し）
ウ 提出方法 持参（郵送不可）
エ 提出先 秋田市福祉保健部介護保険課 施設管理担当（本庁舎 2 F）

(3) 改築整備計画書の提出

改築整備計画の提出に当たっては、改築整備計画に係る関係機関・所管課との事前相談等を経たうえで、所定の様式による改築整備計画書等やその他必要な書類等を取りまとめ（「第 8 様式・提出書類について」参照）、提出期間内に提出してください。

提出期間前後の提出や応募申込書の提出がされていない場合は、受け付けられません。

ア 提出期間 令和 6 年 10 月 29 日（火）～ 31 日（木）
（8：30～17：15）【厳守】
イ 提出部数 正本 1 部、副本 20 部（正本の写し）

（注）添付書類で写しを提出する場合は、全て代表者名による原本証明をしてください。（正本のみで可）

【例】原本と相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

社会福祉法人〇〇会 理事長〇〇〇〇 印

ウ 提出方法 持参（郵送不可）
エ 提出先 秋田市福祉保健部介護保険課 施設管理担当（本庁舎 2 F）

(4) 改築整備計画書提出に係る留意事項

ア 建物計画図（平面図、立面図、配置図等）の作成は、設備機能などが確認できるようベッド、テーブル等の家具の配置を記載するなど、選定審査を念頭に行えるだけ詳細かつ適切に行ってください。

建物配置図

- ・敷地と建物の位置関係がわかるようにすること。
- ・敷地と道路の位置関係、面積、幅員等がわかるようにすること。

各階平面図

- ・方位、縮尺、各室の用途および面積、廊下幅、扉・窓の開放部分等も平面図に記載すること。
- ・部屋ごとに名称（「居室」、「共同生活室」など）、壁芯面積を記入すること。
- ・居室および共同生活室の面積や廊下幅等、施設基準に数の定めがあるものについては、壁芯面積のほか内法面積および手すり部分を除いた幅等をカッコ書きで併記すること。
- ・通り芯を消し、壁・柱は塗りつぶすこと。
- ・ユニット部分を色分けする等わかりやすく表示すること。

イ 提出された改築整備計画書等の書類一式を返却することや、一部書類を差し替えるといったことはできません。改築整備計画書の提出に当たっては、不備等がないか十分に確認をしたうえで行ってください。ただし、本市が特に必要と認めた書類の提出や、追加書類の提出を求めた場合等は除きます。

ウ 改築整備計画書等の作成にともなう費用は、提出した各社会福祉法人等の全額自己負担となります。

エ 提出された改築整備計画書は、秋田市の情報公開条例（平成9年秋田市条例第39号）に基づき、整備法人（事業者）名、その他の情報（個人情報、内部管理情報等を除く。）を公開することがあります。

5 整備法人（事業者）の選定

提出があった改築整備計画書について、次の順に審査を行い、整備法人（事業者）を選定します。

(1) 適合審査

本市担当課（介護保険課、監査指導室）において、法人の基本的事項、内部牽制および組織・事業運営ならびに改築整備計画に関する設備基準や事業費等の適正性について書類審査を実施します。書類審査の結果、関係する法令等に違反しているか基準を満たしていない場合や、開発許可が得られないなど改築整備計画の遂行が明らかに成立しないことが判明した場合には、整備法人として選定いたしません。

〈改築整備計画の適合審査基準〉

項目	審査基準（適否を審査）
整備法人について	① 役員定数、構成等は、国が定める審査基準等に合致しているか。 ② 評議員定数、構成等は、国が定める審査基準等に合致しているか。 ③ 理事会等は、定款等の定めに従って開催され、要議決事項等について議決されているか。 ④ 財務状況は健全であるか。 ⑤ その他基本的事項等に問題はないか。 ⑥ 役員・評議員の選任は適正に行われているか。 ⑦ 内部牽制が機能する体制となっているか。 ⑧ 当該改築整備について、理事会等において十分審議されているか。 ⑨ 市などからの指導等に対して適切に対応しているか。
事業計画の適正性について	① 事業予定地は、確保されているか、又は確保されていることが確実か。 ② 事業予定地は、土地利用規制等に適合し、今後の運営に支障を来たすものではないか。 ③ 町内会等の建設同意は得られているか。 ④ 資金計画における事業費、補助金等の算定は適正か。 ⑤ 建設資金、運用資金は確保されているか。 ⑥ 「秋田市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例」および「秋田市指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例」の基準を満たしているか。

(2) ヒアリング審査

秋田市社会福祉法人審査委員会において、以下の選定基準に基づいて提出された改築整備計画のほか、各社会福祉法人に対するヒアリングを実施して審査し、整備法人（事業者）を選定します。ヒアリングは、理事長および関係者を対象に行いますが、日程については別途お知らせします。

（令和6年12月実施予定）

〈改築整備計画のヒアリング審査基準〉

項目	審査基準（各5点）
動機・理念等	① 改築整備に応募した動機について。 ② 社会福祉法人としての基本理念とあるべき姿、また、老人福祉に対する基本理念および将来構想について。（低所得利用者負担軽減を含む。） ③ 特別養護老人ホームの果たすべき役割、また個別ユニットケアの考え方について（虐待・身体拘束含む）。
入居者処遇	① 入居者に対する処遇について（食事の提供を含む）。 ② 年間事業（行事）計画の構想について。 ③ 安全衛生および防災に関する計画について。 ④ 事故発生の防止および入居者からの苦情等への対応について。 ⑤ 知的障がい者および人工透析等の医療的ケアを要する方の受け入れに関する考え方について
職員処遇等	① 職員処遇について。 ② 職員の採用計画、育成について。
施設・設備の快適性他	① 要介護者の移動や日常生活に配慮した適切な間取りとなっているか。 ② 居室や共同生活室等の採光、眺望、空調等の確保について。 ③ トイレ、浴室等におけるプライバシーへの配慮について。 ④ 公共スペースは確保されているか。（特定用途の小規模な空間でも可） ⑤ 地域との交流に関する構想について。 ⑥ 事業計画上（ハード面・ソフト面）のセールスポイントについて。
周辺環境等	① 日照、騒音、眺望等について。 ② 住宅地に近接し、周辺地域に社会活動ができる公園、商業施設等があるか。 ③ 周辺地域に医療機関、避難場所等があるか。 ④ 適切な形状・面積の敷地と適度な駐車スペースが確保されているか。

(3) 審査の打ち切り、選定の取消し

審査の途中又は選定後、次のいずれかに該当した場合には、審査の打ち切り又は選定の取消しをすることもありますので、十分に留意してください。

ア 事業計画を大幅に変更した場合（事業予定地、平面図、改築整備費、工期等）

イ 資金計画を大幅に変更した場合（自己資金、借入金の返済計画等）

- ウ 整備法人（事業者）の運営上、介護報酬を不正に受給するなど反社会的な事由が判明し、改築整備計画の遂行が明らかにふさわしくないと判断される場合
- エ その他整備計画を進めるに当たって支障が生じた場合

(4) 選定結果の通知

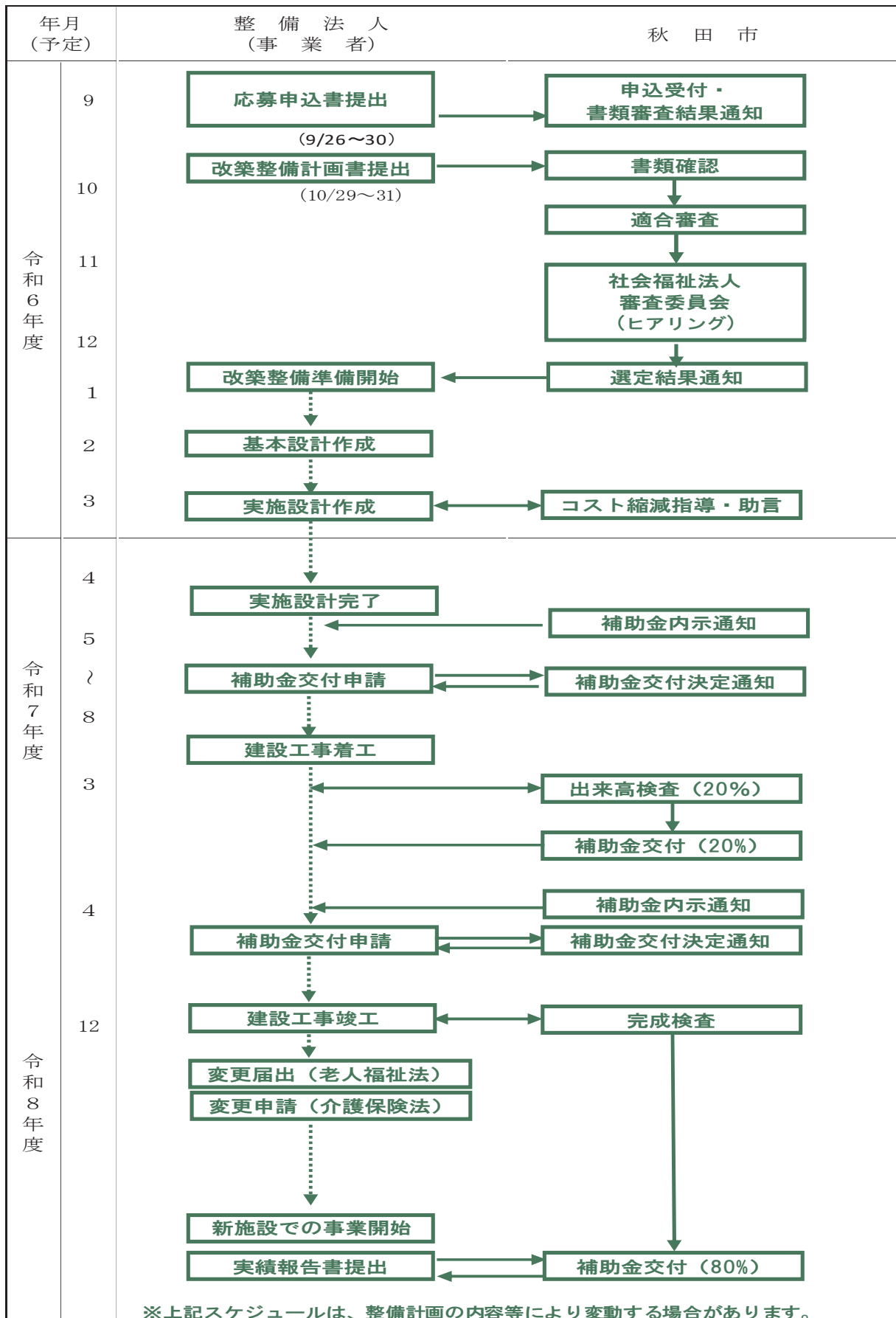
審査結果は、ヒアリング審査後、申込者に対して書面により通知します。

また、整備法人（事業者）に選定された申込者に対しては、選定の際に秋田市社会福祉法人審査委員会から述べられた意見等をもとに、必要な修正を求めることがあります。

6 整備法人（事業者）選定から施設整備までの流れ

選定された整備法人（事業者）に対して、本市は「秋田市老人福祉施設等整備費補助金交付要綱」に基づき、施設整備費の一部を補助しますが、整備法人は、整備年度内に確実に事業を完了させるとともに、平成29年3月29日付け雇児総発0329第1号「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長等による連名通知）および平成13年7月23日付け雇児発第488号「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長等による連名通知）を確認し、適正に建設業者等の選定や契約手続き等を行うことが必要です。

〈整備法人（事業者）選定から改築整備までの流れ〉



第3 特別養護老人ホームの人員・設備基準について

人員・設備基準については、以下の条例等を参照してください。

- (1) 「秋田市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第77号）」
- (2) 「秋田市指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例」（平成24年秋田市条例第73号）
- (3) 「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」（平成12年3月17日老発第214号）
- (4) 「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成12年3月17日老企第43号）
- (5) 「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」（平成12年2月10日厚生省告示第29号）「五 指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」

※ 上記(1)、(2)については、秋田市役所介護保険課の指定基準等の条例 <https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/kaigohoken/1012008/1040975.html> でご覧いただくことが可能です。

秋田市ホームページのトップページ広報ID検索で「1040975」と入力すると当該ページへ移行します。

※ 上記(3)、(4)については、「介護報酬の解釈 2 指定基準編」でご確認いただくことが可能です。

※ 上記(5)については、厚生労働省法令等データベースサービス <https://www.mhlw.go.jp/hourei> でご覧いただくことが可能です。（「法令検索」）

第4 施設整備費の助成制度について

1 秋田市の施設整備費補助制度

特別養護老人ホームの整備に当たっては、「秋田市老人福祉施設等整備費補助金交付要綱」に基づき、改築整備に要する経費に対して助成を行います。

着工年度に改築整備の出来高検査を行い、事業の進捗状況を確認した後に補助金を一部交付します。（出来高20%以上で補助額の20%を交付。竣工年度には完成検査後に残りの80%を交付します。）

2 施設整備費補助基準

(1) 補助対象経費は改築整備費のうち建築工事費に係る部分となり、次に掲げる経費については、補助の対象としません。

ア 土地の買収又は整地に要する経費

イ 備品等の購入経費

ウ 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することよりも効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する経費

エ 職員の宿舎、車庫又は倉庫の整備に要する経費

オ お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金又は日本財団、JK A、中央競馬馬主社会福祉財団、共同募金会等の補助金と重複する経費

カ その他改築整備に要する経費として適当と認められない経費

(2) 補助金の額は、次により算出された額とし、本市の予算の範囲内とします。

なお、今後、補助金の額および算出方法が変更となる場合があります。

・次の①および②を比較して少ない金額

① 補助金の金額＝ 基礎単価 × 定員数

② ユニット以外の部分に係る工事費および工事事務費に2分の1を乗じた額

※ 参考〈基礎単価と単位〉

施設区分	基礎単価	単位
特別養護老人ホーム（広域型）	2,250千円	定員数

・改築整備に係る解体工事費は、既存建物を撤去しなければ新築ができない場合等、新施設の建設工事を実施するために直接必要と認められるものに限り、上記の「ユニット以外の部分に係る工事費」に加えることができます。

・工事事務費については、工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、その額は、工事費の2.6%に相当する額を限度額とします。

第5 資金計画について

1 資金計画の概要

特別養護老人ホームを改築しようとする場合、建設時の資金等について、短期・長期の資金計画を立てることが必要です。

前章の補助金や独立行政法人福祉医療機構等からの融資額を総事業費から除いた額を、自己資金（寄附金等含む）として確保する必要があります。

2 整備等に必要な資金

建設資金	本体工事、完成時の備品等購入費用、設計・監理料、土地取得資金、その他（開発許可等に伴う工事、各種負担金）
建設中の法人運営上必要な資金	会議費（理事会等の開催経費）、事務費（通信費、光熱水費等）
完成前の必要資金	研修費用、広告費、印刷費、その他費用
完成後の借入金償還財源、及び人件費等	機構および民間金融機関等からの融資償還（居住費を優先的に充当）、職員給与、福利厚生費等

3 自己資金

自己資金は、応募段階で確実に使用できる資金を有しており、改築整備の資金として使用しても、他の事業の運営等に影響がないことが必要です。

また、不動産や有価証券等の売却対価を自己資金に見込む場合は、時価に換算した証明書等により確認した金額を自己資金としてください。

なお、手持ち現金等の証明書の発行が困難な資金を自己資金として見込むことはできません。

4 寄附金

寄附金を自己資金の一部として見込む場合は、寄附者の意思・寄附能力および資金の源泉（例：貯蓄や不動産売却等）が明確に確認できることが必要です。

この場合、寄附の確実性や安定性等を確認するため、関係書類（例：贈与契約書、預金残高証明書、預金通帳の写し等）の提出を求めます。

なお、法人へ寄付された資金については、後に当該法人から返還を受けることはできません。

【寄付が認められない事例】

- ① 法人と利害関係のある者（例：建設工事請負業者、備品納入業者、業務委託業者およびその下請け業者とこれら業者の役員）からの寄附
- ② 公職選挙法に抵触する寄附
- ③ 手持ち現金等出所が不明なもの

5 独立行政法人福祉医療機構の融資（福祉貸付）

機構からは、特別養護老人ホーム建設費等の融資が低利で受けることができます。整備法人は、必要に応じて機構へご相談ください。

【問い合わせ先】

独立行政法人福祉医療機構 福祉医療貸付部

〒105-8486

東京都港区虎ノ門4-3-13（ヒューリック神谷町ビル9階）

福祉審査課 TEL 03-3438-9298

FAX 03-3438-0583

※ 機構のホームページには、融資方針、ガイドラインおよび金利情報等が掲載されております。

《URL》

<https://www.wam.go.jp/hp/fukusikasituke>

第6 様式・提出書類について

改築整備計画の応募に当たっては、以下の表の書類の提出を求めます。

〈提出を求める様式・添付書類一覧〉

〔応募申込書〕提出書類		様式等
1	応募申込書	様式1 2
2	「老朽民間社会福祉施設の整備について（平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知）」別紙2	別紙2

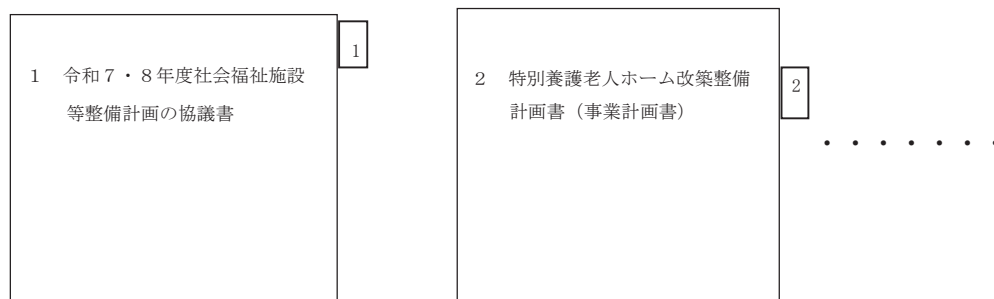
〔改築整備計画書〕提出書類 ※注1		様式等
1	令和7・8年度社会福祉施設等整備計画の協議書	様式1
2	特別養護老人ホーム改築整備計画書（事業計画書）	様式2
3	社会福祉法人の概要および役員等構成・資産状況	様式3
4	役員等の履歴書、誓約書等の写し	様式4
5	役員等の住民票記載事項証明書および身分証明書（市町村発行のもの）	
6	理事会・評議員会等の開催状況 ※開催毎の議事録の写し（資料付）、評議員選任・解任委員会の議事録の写し（資料付）、招集通知の写しを原本証明を付して添付 ※前年度以降から応募日までのもの	様式5
7	定款、就業規則、給与規程	
8	前年度決算に係る監事監査（外部監査を含む）の報告書および意見書の写し	
9	前年度決算報告書（財産目録、貸借対照表、資金収支計算書および内訳書、事業活動計算書および内訳書等）	
10	令和6年3月31日時点の預貯金残高証明書および直近3ヶ月の通帳の写し	
11	建設予定地の登記簿謄本（全部事項証明書） ※注2	
12	建設予定地の土地贈与（売買）確約書および所有権移転登記確約書 ※注2	
13	土地賃貸借契約（確約）書 ※借地の場合	
14	地上権又は賃借権の設定登記確約書 ※借地の場合	
15	金銭贈与契約（確約）書 ※寄附等がある場合	
16	町内会等の建設同意書	

17	位置図・案内図、建物配置図、各階平面図（基本計画・基本設計）、立面図、間取図、地積測量図および現地の写真 ※現地の写真については、電子媒体（メール）で提出	
18	概算設計書等（事業費の積算がわかるもの） ※注3	
19	借入金に係る償還計画書 ※融資確約書を添付（融資を受ける場合）	様式6
20	資金収支見込書 ※令和7年度から令和9年度まで	様式7
21	退職者の状況 ※令和5年度以降 ※注4	様式8
22	職員名簿 ※法人内の職員全員	様式9
23	行政からの指摘事項およびその改善状況 ※注5	
24	役員研修等の記録 ※令和3年度以降 ※注6	様式10
25	過去の事故や問題事例およびその改善状況 ※令和3年度以降 ※注4	様式11

※注1・様式・添付書類は原則としてA4（JIS規格。提出書類ごとに原則、両面印刷。）で提出してください。ただし、図面等A4によりがたいものについてはA3での提出を認めます。

- ・提出書類には、以下のように項目ごとの仕切紙（A4白）を書類の間に入れて（インデックス要）ください。

例)



- ・インデックスには「目次」（様式14）のインデックス番号を記入してください。
- ・「目次」（様式14）を巻頭につけてください。
- ・提出が不要な書類（借地の場合の「予定地の贈与（売買）確約書」等）については、目次の備考欄に『一』を記入してください。（仕切紙、インデックスは不要）
- ・全体をフラットファイルやバインダー等で綴ってください。

※注2 施設整備計画書提出時における事業予定地の現況に関する書面（任意様式）を添付してください。その内容については、その時点における当該地の使用の有無、使用がある場合は使用状況、使用目的、使用終了時期、使用者の同意に関する事項を含むものとしてください。

- ※注3** ユニット型の特別養護老人ホームの事業費については、ユニット部分（「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第46号）第35条第4項第1号イ～ニ）とユニット以外の部分を面積按分して積算してください。
- ※注4** 「退職者の状況」および「過去の事故、問題事例およびその改善状況」について、法人および施設等の状況について記載してください。該当がない場合においては、「なし」と記載し提出してください。
- ※注5** 「行政からの指摘事項およびその改善状況」について、所轄庁より受けた過去3年度分の法人・施設の指導監査（運営指導分は除く）結果および改善状況を提出してください。
- ※注6** 「役員研修等の記録」について、役員等が、令和3年度以降、法人外部で行われた特別養護老人ホームに関する研修会等に参加した内容を記載してください。研修会等に参加していない場合には、「なし」と記載し提出してください。

令和6年9月

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

◎秋田市福祉保健部介護保険課

電話 018-888-5674

FAX 018-888-5673

◎秋田市福祉保健部監査指導室

電話 018-888-5676

FAX 018-888-5677